

加西市文化連盟旅費規程

(目的)

第 1 条 この規程は、加西市文化連盟の事業活動のため、各協会に支給する旅費に関し必要な事項について定めることを目的とする。

(旅費の定義)

第 2 条 本規程でいう旅費とは次のものをいう。

- (1) 東播磨文化団体連合会委託事業に出演する団体（別紙）のバス借上料
- (2) 兵庫県・東播磨・北播磨地域等の文化団体（別紙）の持ち回り事業に参加するためのバス借上料
- (3) 東播磨文化団体連合会より、割当て出席要請のあった役員の出張旅費（別紙）

(旅費の種類)

第 3 条 旅費の種類は次のとおりとする。

- (1) バスの借上げは、原則、加西市と委託契約のマイクロバスとする。
- (2) 出張旅費については交通費用のみとする。ただし、自家用車を用いて同じ会議に出席する場合は乗り合わせを原則とする。

(旅費の計算)

第 4 条 旅費の計算は次のとおりとする。

- (1) 加西市職員等旅費条例第 7 条の規定に準拠してその 4 分の 3 を算出する。車賃は加西市旅費の手引きに基づき 37 円/km を基準額とするが、計算の煩雑を避けるため別紙 2 のとおり支給する。第 3 条第 1 号のバスを借り上げた場合は 4 万円を上限として、そのバスの使用料の 4 分の 3 を文化連盟が補助する。

(旅費の請求手続き)

第 5 条 旅費を請求しようとする者は、出張後 1 ヶ月以内に事務局に届け出なければならない。

- (1) バスを使用する者は、使用申請書を事務局に提出する。料金を支払った後、旅費請求書（様式第 1 号）により、事務局に請求するものとする。
- (2) 自家用車使用での出張旅費の場合は、旅費請求書兼領収証（様式第 2 号）により事務局に請求するものとする。

(その他)

第 6 条 本規程で処理できない場合は、その都度、理事会協議により処理する。

附 則 この規程は、平成 19 年 8 月 28 日から施行する。

改 正 この規程は、平成 21 年 7 月 3 日改正、施行する。

改 正 この規程は、平成 22 年 3 月 3 日改正、施行する。

改 正 この規程は、平成 24 年 5 月 10 日改正、施行する。

改 正 この規程は、平成 24 年 5 月 29 日改正、施行する。

改 正 この規程は、平成 28 年 4 月 26 日改正、施行する。

改 正 この規程は、平成 28 年 8 月 16 日改正、施行する。

改 正 この規程は、令和 3 年 4 月 8 日改正、施行する。

改正 この規程は、令和5年5月20日改正、施行する。

別紙（第2条関係）

- (1) 東播磨文化団体連合会委託事業に出演する団体のバス借上料（様式1号）
自家用車利用（様式2号）

- ・東はりまコーラス大会
- ・東はりま大茶会
- ・東はりま芸能祭

- (2) 兵庫県・東播磨・北播磨地域等の文化団体の持ち回り事業に参加するためのバス借上料（様式1号）

自家用車利用（様式2号）

- ・兵庫県いけ花協会地方展
- ・北播磨短歌の会
- ・緑の回廊地区対抗囲碁大会
- ・兵庫県児童合唱祭

- (3) 東播磨文化団体連合会より、割当て出席要請のあった役員の出張旅費（様式2号）

- ・地域文化を考える会（シンポジウム）
- ・総会
- ・理事会
- ・東はりまコーラス大会実行委員会
- ・東はりま大茶会実行委員会
- ・東はりま芸能祭実行委員会
- ・文芸誌「子午線」発行委員会
- ・企画委員会
- ・総務委員会
- ・財務委員会

別紙2（第4条関係）

車賃距離別支給額

基準距離 (km) 片道	支給額
4 以上～8 未満	100 円
8 以上～12 未満	200 円
12 以上～16 未満	300 円
16 以上～20 未満	400 円
20 以上～22 未満	500 円
22 以上～26 未満	600 円
26 以上～30 未満	700 円
30 以上～34 未満	800 円
34 以上～38 未満	900 円
38 以上～40 未満	1,000 円
40 以上～44 未満	1,100 円
44 以上～48 未満	1,200 円
48 以上～50 未満	1,300 円

旅費支給は片道支給額×2とする。

1 2 3 4 5